

中心市街地再生支援事業 (H30 予算額：210万円)

1. 補助目的

中心市街地再生の官民協働の取り組み「こまがねテラス・プロジェクト」推進のため、その実現に向けた継続的な事業に対し、初動期経費の一部を補助します。

※「こまがねテラス・プロジェクト」とは：

「まちづくり勉強会」「まちなかワークショップ」での検討から生まれた中心市街地再生の新たな取り組みです。「二つのアルプスのふもとのまち」であることを再認識し、中心市街地を居心地のよい「テラス」のような場所にしていきたいため、それぞれの自立した「実践」によって、中心市街地と山をつないでいこうという取り組みです。

2. 補助対象経費及び補助率

○対象経費：こまがねテラス・プロジェクトのアクションプランの実現に要する初動期の経費

(食料費、旅費、人件費は除きます)

○補助率：対象経費に3分の2を乗じて得た額以内(限度額：30万円)

○制限等：補助金の交付は、一の年度につきそれぞれ1回を超えて受けることができません。

3. 補助要件

○事業計画書を作成すること。

○審査基準を満たしていること。

○補助事業の完了後、自主財源による事業の継続が見込まれること。

○本事業の取り組みは、原則として2年以上継続すること。

○年度末に、前年同期との売上高比率を測定し、報告すること。(補助金交付年度末、翌年度末の2回)

4. 交付申請時提出書類

(1) 交付申請書(様式第1号)

(4) 構成員名簿(複数の者で行う場合)

(2) 補助事業計画書・収支予算書

(5) 店舗等の現況写真(改修する場合)

(3) 見積書

5. 実績報告時提出書類

(1) 実績報告書(様式第4号)

(4) 事業活動時の写真(改修の場合は、改修後の写真)

(2) 補助事業報告書・収支決算書

(5) 広告物(作成した場合のみ)

(3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

6. 注意事項

(1) 必ず事業開始前に交付申請手続きを行ってください。

(2) 対象経費には、消費税は含まないものとします。

(3) 審査の結果、補助希望額を下回ることがあります(審査内容は公表いたしません)。

(4) 交付決定後、内容または金額に変更が生じた場合は、速やかに交付変更申請手続きを行ってください。

(5) 補助要件に違反した場合は、補助金を返還していただくことがあります。

(6) その他詳細については別途お問い合わせください。

7. お問い合わせ先

■駒ヶ根市 商工振興課 商業係 担当：小池・寺平 (TEL 83 - 2111 【内線 431】)